

個人番号（マイナンバー）の通知、個人番号カードの交付が始まります

通知カード

10月から個人番号（マイナンバー）の通知が始まります。

○住民票を有するすべての方に、数字12桁のマイナンバーが通知されます。

○住民票の住所に、氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載された紙製の通知カードが、世帯主宛に簡易書留（転送不要）で郵送されます。

○マイナンバーは、社会保障・税・災害対策などにおいて利用されます。

○マイナンバーは、漏えいにより不正に使われる恐れがある場合を除き、一生変更されません。

個人番号カード

平成28年1月から、希望される方に個人番号カードを交付します。個人番号カードは、氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載された顔写真付きのICカードです。

○初回発行手数料は無料です。

○有効期間は、発行後10回目（20歳未満の方は5回目）の誕生日までです。

○本人確認書類として利用できるほか、公的個人認証サービス機能が標準搭載されます。公的個人認証サービス機能の有効期間は、発行後5回目の誕生日までです。

申請方法の一例

- ①通知カードに同封される申請書に必要な事項を記入のうえ、顔写真を添付して返信用封筒で郵送
- ②交付通知書が届いたら、通知書に記載されている市民窓口センターで本人確認のうえ受け取り



【個人番号カード】



【通知カード】



※通知カード・個人番号カードとも、再発行は手数料が有料になります。

住民基本台帳カードをご利用の方へ

- 平成27年12月27日で住民基本台帳カードの発行・交付が終了します。
- 平成27年12月27日までに交付された住民基本台帳カードは、記載の有効期間（発行から10年間）まで有効です。

※個人番号カードを取得した場合、住民基本台帳カードは廃止となるため、交付時に回収します。

住民基本台帳カードの公的個人認証サービスをご利用の方へ

- 住民基本台帳カードの公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間は3年です。
- 住民基本台帳カード向け公的個人認証サービス電子証明書発行・更新業務は平成27年12月22日で終了となります。

マイナンバー制度の詳しい内容は、広報8月号をご覧ください。左記までお問い合わせください。

問い合わせ先

マイナンバーコールセンター
0570・20・0178
(外国語)0570・20・0291
市民窓口センター 28・6013